

(有 添 付 物)
国海査第 317 号の 2
令和 2 年 12 月 24 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄

船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

令和2年12月
海事局検査測度課

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続きについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とこととされていることを踏まえ、申請等について、押印することを求めない取り扱いを実施する。

2. 改正の内容

国民や事業者等に対して押印及び署名を求めている各様式等について、押印及び署名を不要とするための見直しを行う。

3. 適用時期

令和3年1月1日から適用する。